

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「「プロフェッショナル・テック」で、次の常識をつくる」をミッションとして、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」や税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営および判例データベース「判例秘書」の提供をはじめとしたプロフェッショナル支援事業ならびに契約マネジメントプラットフォームを提供するクラウドサイン事業を展開してまいりました。

この事業運営において、当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営および責任体制の確立を図っております。

また、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

<サステナビリティに関する開示>

補充原則3-1 :

当社は社会的価値の創造と企業価値向上の両立を目指すために、中長期的な企業価値や事業活動の持続性に対するリスクと機会を整理し、マテリアリティを特定しております。当社は、ITサービス提供を中心としたビジネスを展開しており、気候変動に係るリスクおよび収益機会については当社の事業に重大な影響を及ぼすことが現時点では想定されていないため、TCFD等に基づく開示を行っておりません。なお、当社の環境に係る取り組みの考え方も含め、持続可能な社会の実現に向けた当社の各種取り組みについては、ESG BOOKに取りまとめて開示しております。

ESG BOOK: https://docs.google.com/presentation/d/1IgXFKtuVBnBE34LleLMdI6ceKUxS3T4WrwnQovaDNPA/embed?start=false&loop=false&delayms=3000&slide=id.g387c5e28a19_0_0

<CEO等の後継者計画の策定等>

補充原則4-1 :

当社は社会的価値の創造と企業価値向上の両立に向けて、最高経営責任者(代表取締役社長)の後継者計画の策定・運用は、重要な経営課題の一つであると認識しております。現時点では、明文化された後継者計画を有していませんが、今後、計画の策定や運用の検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<政策保有株式>

原則1-4:

当社は、株式の政策保有は行っておりません。今後についても、対象企業との長期的・安定的な関係の構築・強化が当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合であって、株式の政策保有が必要かつ合理的である場合に限り、当該株式の政策保有について検討し、政策保有の是非については、事前に取締役会で適切な判断を実施いたします。

<関連当事者間の取引>

原則1-7:

当社の「関連当事者取引規程」において、関連当事者間の取引は原則不可とし、一定の条件を満たす例外的な取引については取締役会等の承認を必要とする旨、定めてあります。

<女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保>

補充原則2-4 :

多様性の確保についての考え方

当社は、持続的な成長や事業価値の向上を実現していくうえで、人材は最も重要な経営資源であると考えております。毎年積極的な採用を行い、多様性に富んだ優秀な人材を採用することで、事業の成長に取り組める人材の確保と継続的な雇用の創出に努めています。

多様性の確保についての自主的かつ測定可能な目標及びその状況

(女性の管理職への登用等)

当社では、人材の多様性の確保および社内環境整備に関する方針について、女性管理職比率および男性育児休業取得率の指標を用いておりま

す。

なお、当社では、ESG方針および人的資本に関する方針についての具体的な取り組みは行われてありますが、必ずしもすべての会社ですべての指標のデータ管理が行われていないため、連結グループにおける記載が困難あります。このため、指標に関する目標および実績は、当社を対象に記載しております。

当該指標に関する目標および実績は、次のとおりであります。

(外国人の管理職への登用等)

当社は、2024年3月期より、ベトナムの大学を卒業するエンジニア職の採用活動を開始した段階であるため、現時点において外国籍管理職比率の具体的な目標水準は設定していません。

(中途採用者の管理職への登用等)

当社は2024年3月期より新卒採用を開始したため、中途採用者の比率は9割以上と高く、他業種の職務経験や企業文化等を幅広く受け入れる環境は既に整備されているものと考えてあります。また、管理職登用時の中途属性による特定の課題も認識していないことから、現時点において中途採用者管理職比率の具体的な目標水準は設定していません。

多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針

(人材育成方針)

当社が提供している教育制度、研修としては、各事業本部やコーポレート部門の上席・先輩社員から直接指導を得ることを根底とした業務実践型の人材教育と、人事部が主導する教育型の人材教育を実施しております。社員が自身の業務内容を把握した上で業績目標・能力開発目標の設定を行い、実施研修を重ねることで会社や事業部の方針と照らし合わせ、業務の中で励行することを狙いとしているのが大きな特徴であります。また、2025年3月期を「人材への投資元年」として位置付け、2027年3月期までの3ヶ年計画を策定し、これまで以上にさらなる教育・育成体系の拡充を計画しております。具体的には、新入社員から役員・管理職社員に至るまでの全社員を対象とした教育訓練カリキュラムを確立し、各等級グレードにおいて習得しておくべきソリューション能力を社員同士が共通認識をもって業務に活かせるような仕組みを構築していく予定であります。

(社内環境整備)

従業員の働き方にについては、ライフステージの変化、多様化する価値観に合わせて、生産性高く働く仕組みを整備しており、全ての人材が活躍できる環境を整えております。また働き方に合わせて、全社総会などの社内行事をハイブリッドで実施し、柔軟な働き方の提供と帰属意識醸成の両立を実現しております。

<企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

原則2-6:

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

<情報開示の充実>

原則3-1:

()経営理念等については、有価証券報告書「第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】」に記載しております。

また、当社は企業理念として、Vision・Mission・Way・Soulsを以下の通り定めております。

Vision:まだないやり方で、世界を前へ。

Mission:「プロフェッショナル・テック」で次の常識をつくる。

Way:真なるセンスを磨く。

Souls:ポジティブ魂、チャレンジ魂、愚直魂、インテグリティ魂、感動魂

()コーポレートガバナンス報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

()コーポレートガバナンス報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「取締役・執行役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しています。

()取締役会は、以下の方針の下、経営陣幹部の選任並びに取締役および監査役候補の指名を行っております。なお、当社において、経営陣幹部とは執行役員を指します。

・経営陣幹部および取締役候補

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する、多様な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人物を、当社の経営戦略やガバナンス体制を踏まえつつ、選任・指名する。

・監査役候補

実効性のある監査を行うにあたって、財務および会計並びにビジネスおよび経営に関する多様な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人物を指名する。

()個々の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知において開示する方針です。

<情報開示の充実>

補充原則3-1 :

基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

<経営陣への委任の範囲>

補充原則4-1 :

取締役会は、法令、定款および社内規程(取締役会規程、組織規程)に基づき、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っています。法令、定款および社内規程において定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、「決裁権限基準」を制定し適宜執行役員等へその権限を委任しています。その委任の範囲は、各意思決定項目の規模・重要性・リスク等に応じて定めています。

<独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

原則4-9:

当社は、会社法第2条第15号および株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準に準拠して社外取締役の独立性を判断しており、多様なバックグラウンドを持つ経営経験者や専門的知見を有する人物の中から、公平かつ建設的な助言・提言が期待でき、一般株主との間に利益相反のおそれがない人物を、社外取締役候補者として選定しております。

<任意の仕組みの活用>

補充原則4-10

当社では、取締役および監査役候補者の指名に際しては、兼職状況を考慮の上、当社において期待する役割を十分に果たしていただけるかを事前に確認しております。各取締役・監査役の重要な兼職の状況を、株主総会招集通知添付書類に毎年開示しております。なお、現任の取締役および監査役については、当社の役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼職状況であることを確認しています。

<取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

補充原則4-11 :

取締役会の監督機能の強化のため、取締役の過半数を社外取締役(全取締役7名中4名が社外取締役)が占めています。

社外取締役のバックグラウンドについては、他社での経営経験を有する独立社外取締役を4名選任しているほか、女性の独立社外取締役を1名選任するなど多様性の確保に努めており、今後も継続して多様性の確保を図っていきます。

当社は、株主総会参考書類に取締役候補者のスキルマトリックスおよび各候補者の選任理由を記載し、当社が備えるべき経営陣のスキル構成を開示しています。また、独立社外取締役には自身が企業経営経験を持つ者や他社の取締役を兼任する者を含めており、客観的な意見具申が期待できる体制を整えています。

補充原則4-11 :

当社では、取締役および監査役候補者の指名に際しては、兼職状況を考慮の上、当社において期待する役割を十分に果たしていただけるかを事前に確認しております。各取締役・監査役の重要な兼職状況を、株主総会招集通知添付書類にて毎年開示しております。

補充原則4-11 :

<取締役会の実効性に関する分析・評価の結果の概要>

当社取締役会は、取締役会の実効性について、取締役会の目的、議題、構成、審議、運営および取締役会を支える体制に関する項目を分析・検証し、その結果を踏まえた課題と対策の検討・実施を前期より開始いたしました。

2025年3月期における取締役会の実効性に関する分析・評価を行った結果は以下のとおりです。

1.実効性評価の方法

取締役会の実効性に関するアンケートを全取締役に対して実施した上でこれを集計・整理し、取締役会において、取締役会の実効性のさらなる向上のための課題と対策について議論いたしました。

2.分析・評価結果の概要

取締役会の総合評価および構成、運営、戦略の監督、リスク管理、企業倫理、ガバナンス体制に関連する項目について、それぞれ5段階評価で全取締役に対してアンケートを行いました。

総合指標である「将来的な企業価値向上への貢献」「企業目標達成への貢献」「迅速かつ適切な意思決定」については高い評価を得ており、当社の取締役会は実効性が確保されていることを確認しました。

特に取締役会の運営や業績のモニタリングについては高い評価を得ております。一方で、中長期戦略やESG、サイバーセキュリティ等に関する取締役会での議論の実効性については改善余地があると確認されました。

3.今後に向けて

2025年5月の定時取締役会において、上記の分析・評価結果を踏まえて、さらなる取締役会の実効性向上に向けて活発な議論を行いました。その結果、上記課題に対する議論の時間を十分に確保するための取り組みを行うことなどの方針が確認されました。この方針に基づいて運営・改善を実行しながら、取締役会の実効性を向上させ、企業価値の向上に努めてまいります。

補充原則4-14 :

<取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社では、役員による監督機能が十分発揮されるよう、新任の社外役員に対しては当社の経営戦略や事業内容および社内体制に関する説明および意見交換を行い、当社への理解を深められるようにしております。さらに、取締役会資料の事前配布・説明および関連情報の提供を行い、取締役会での審議の充実を図る対応を行っています。

<株主との建設的な対話に関する方針>

原則5-1:

当社は、持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主を含む投資家との建設的な対話を通じた経営への示唆が重要であると認識し、株主からの対話(面談)の申込みに対して積極的な対応を行っております。

株主との建設的な対話を促進するための体制および方針は以下の通りです。

()当社では、CFO管掌の下、IRを推進しています。また、代表取締役による決算説明や機関投資家との対話をも行っています。

()ファイナンス本部経営企画部が決算説明会の運営、株主・投資家との対話を支援しており、そのための各事業部門並びに経理、法務、人事等のコーポレート部門との連携機能を有しています。

()株主との対話については、当社Webサイト上で決算関連資料を開示した上で、定時株主総会や決算説明会を実施し、経営方針の説明を行っております。(https://www.bengo4.com/corporate/ir/library/)

また、国内外のカンファレンスへの参加のほか、当社Webサイトには、問い合わせフォームを設置し、IRに関する個別の質問や意見を受け入れることで、積極的な対話の実現を図っております。

()対話において把握した株主の意見や懸念についてはファイナンス本部経営企画部が取りまとめた上で、適宜取締役会へ報告し、関係各部署と対応を協議しています。

()インサイダー情報の適切な管理に当たっては、社内規程として「適時開示マニュアル」を制定し、その定めに基づく運用を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Authense Holdings合同会社	9,824,900	43.45
元榮 太一郎	4,581,100	20.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	651,256	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	491,400	2.17

THE BANK OF NEW YORK 133652	483,900	2.14
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	447,900	1.98
THE BANK OF NEW YORK 133595	345,200	1.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	307,919	1.36
THE BANK OF NEW YORK 133612	259,600	1.15
株式会社SBI証券	222,288	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無	元榮 太一郎
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

- ・大株主の状況は、2025年9月30日現在の状況です。
- ・割合は、自己株式6,522株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との間に取引が発生する場合には、一般的の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役4名および社外監査役3名が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。

また、監査役会においては、会計監査人と連携して取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
石丸 文彦	他の会社の出身者										
村上 敦浩	他の会社の出身者										
上野山 勝也	他の会社の出身者										
塩野 紀子	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石丸 文彦		株式会社アコード・ベンチャーズ代表取締役	石丸文彦氏は、ベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験を当社の経営全般に活かされることおよび当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して社外取締役に選任しております。 また、同氏は株式会社アコード・ベンチャーズの代表取締役であり、当社の経営に影響を与えないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
村上 敦浩		株式会社カクコム代表取締役	村上敦浩氏は、コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験を当社の経営全般に活かされることおよび当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して社外取締役に選任しております。 また、同氏は株式会社カクコムの代表取締役であります。当社の経営に影響を与えないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

上野山 勝也	株式会社PKSHA Technology代表取締役	上野山勝也氏は、事業会社における経営経験および専門知識に基づく当社の経営全般に対する助言を期待して社外取締役に選任しております。 また、同氏は株式会社PKSHA Technologyの代表取締役でありますが、当社の経営に影響を与えないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
塩野 紀子	キリンホールディングス株式会社取締役 日本郵政株式会社取締役	塩野紀子氏は、長年に渡る事業会社における経営経験およびマーケティングに関する深い知見に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めています。
さらに、監査役会、会計監査人および内部監査室による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性および効率性の向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
唐樋 和明	他の会社の出身者													
須田 仁之	他の会社の出身者													
阿久津 操	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐樋 和明		該当事項はありません。	唐樋和明氏は、長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しております、財務および会計に関する知見を有していることから社外監査役として選任しております。
須田 仁之		該当事項はありません。	須田仁之氏は、長年にわたり培ってきたビジネス経験および経営経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。
阿久津 操		株式会社ココブリーズ代表取締役	阿久津操氏は、長年にわたり培ってきたビジネス経験および経営経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は株式会社ココブリーズの代表取締役でありますが、同社との取引は発生していないため、当社の経営に影響を与えないことから、少数株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役および従業員に対して、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額

当社の取締役の報酬は、2022年6月25日開催の定時株主総会で決議された、年額300,000千円の報酬限度額の範囲内(うち社外取締役分は年額50,000千円の報酬限度額の範囲内)において、取締役会の決議により取締役の報酬の総額の上限を決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)であります。

監査役の報酬は、2013年9月25日開催の臨時株主総会で決議された、年額20,000千円の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)と変動報酬としての業績連動賞与(金銭報酬)で構成され、報酬額の水準については、当社が目指す規模の国内同業企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しています。なお、業務執行から独立した立場にある取締役会長および社外取締役、監査役は基本報酬のみの支給としています。また、役員退職慰労金制度はありません。

詳細については別添資料をご参照ください

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは管理部門にて行なっております。取締役会付議事項につきましては、管理部門より資料を事前に配布

し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて管理部門が事前説明を行っております。また、必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

当社は、取締役会を7名(うち4名は社外取締役であり、独立役員に指定しております。)で構成しております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、取締役7名のほか監査役3名が出席し、法令、定款および当社諸規程に基づき、経営方針等の決定、経営に関する重要事項の決議および業務の進捗状況の報告を行っております。

経営会議

当社は、経営の重要な事項について審議するため、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置しております。また、全部署共通の事項(経営等に関するアドバイザリー契約等)のほか、営業活動、人事、経理および財務に関する事項その他の経営に関する重要な事項については、経営会議で決議をしております。

投資委員会

当社は、適切かつ効果的な投融資(保証および担保権の設定を含む。)の検討および実行を推進するため、代表取締役社長を委員長とする投資委員会を設置しております。

監査役及び監査役会

当社は監査役会を設置しており、社外監査役3名を含む3名の監査役(うち常勤監査役1名)で構成しております。監査役は取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用者との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

なお当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しております。内部監査は、当社の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的に、独立・客観的な立場で当社業務の遂行状況を検証し、これに基づいて意見を述べ、改善に向けた助言を行っております。監査結果の報告を代表取締役社長に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を隨時行っております。

リスク・コンプライアンス委員会

当社は、従業員のコンプライアンス意識向上ならびに法令違反行為の監視および対処を目的として、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に当社のコンプライアンスの状況の情報共有や社員に対するコンプライアンス教育等を実施しております。

情報セキュリティ委員会

当社は、当社の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策のマネジメントシステムの確立のため、情報セキュリティ責任者への報告および承認、リスクコミュニケーションの実施ならびに全社員の情報セキュリティ対策に関する意識の養成、情報セキュリティ対策を推進する企業風土を醸成する活動を推進するため、情報セキュリティ委員会を設置しております。

会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。また、通常の財務諸表に対する会計監査に加え、内部統制の整備・運用・評価についても隨時指導・助言を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人に所属する阿部正典、新井慎吾であります。継続監査年数につきましては、全員7年以内であります。また、当社の会計業務監査にかかる補助者の構成は、公認会計士7名、会計士試験合格者等6名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の透明性を確保するため、社外取締役および社外監査役の各自の経験と見識に基づいた監督機能をもつことに加え、監査役会による各取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させることができ、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上につながると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んであります。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家の利便性向上を図るため、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用してあります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ等にて、英語版の招集通知(要約)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回程度の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年4回程度の開催を予定しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIRを担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに、正しい理解と信頼関係、評価を得られるよう、当社の業績結果や財務状況、経営戦略などに関する情報を公正かつわかりやすく提供することをIR活動に関する基本方針として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ内にIRページを開設し、ディスクロージャーポリシーを公表しております。同ポリシーに則り、当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報提供を行なっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下に記載する内部統制システムの基本方針に基づき、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限および業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- (5) 内部監査担当部署を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。
- (6) 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務担当部署を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、リスク管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

5. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- (2)当社は、当社およびその子会社からなる企業集団における経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部署を定めることとし、当該主管部署は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- (3)当社およびその子会社からなる企業集団における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のため、主管部署は、子会社の取締役および使用人の業務執行について、決裁権限基準の整備を行うほか、子会社管理規程を作成して子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする旨定め、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行う。
- (4)当社は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- (5)当社は、当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正の確保のために、その担当事項に関して実効性のある統制手段を定め、運用する。
- (6)当社は、子会社の業務の適正性について監査を行う。
- (7)当社は、当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門および子会社は、関連部門の支援の下で、これを実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、監査役に報告する。また、子会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、子会社の社内通報規程に基づき、子会社の監査役を通じて当社の監査役に報告する体制等を整備している。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報規程に定めている。また、子会社においても社内通報規程に基づき、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止している。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および内部監査担当部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

財務報告の信頼性を確保するために、内部統制担当部署を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

12. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)との関係を一切遮断する。

(2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- a. 反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。
- b. 外部専門機関との連携体制を確立する。
- c. 反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対策マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。
- d. 取引規約に暴力団排除条項を導入する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針を取締役会にて決議しており、反社会的勢力との絶縁を掲げてあります。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備および周知徹底ならびに全国暴力追放運動推進センターに加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えてあります。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

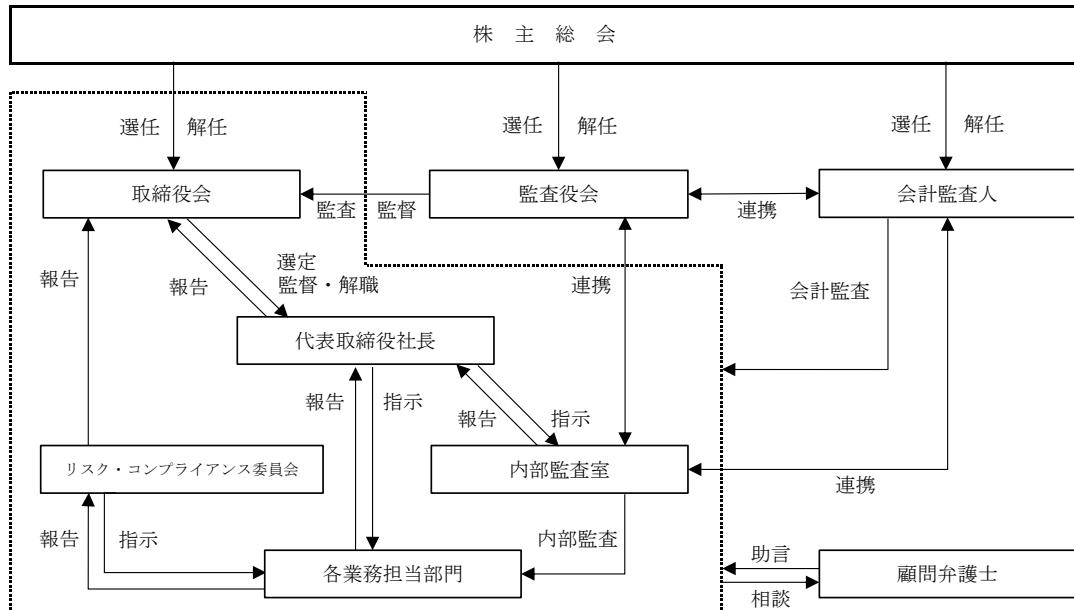
該当項目に関する補足説明

現時点では、買収防衛策は特に定めておりません。

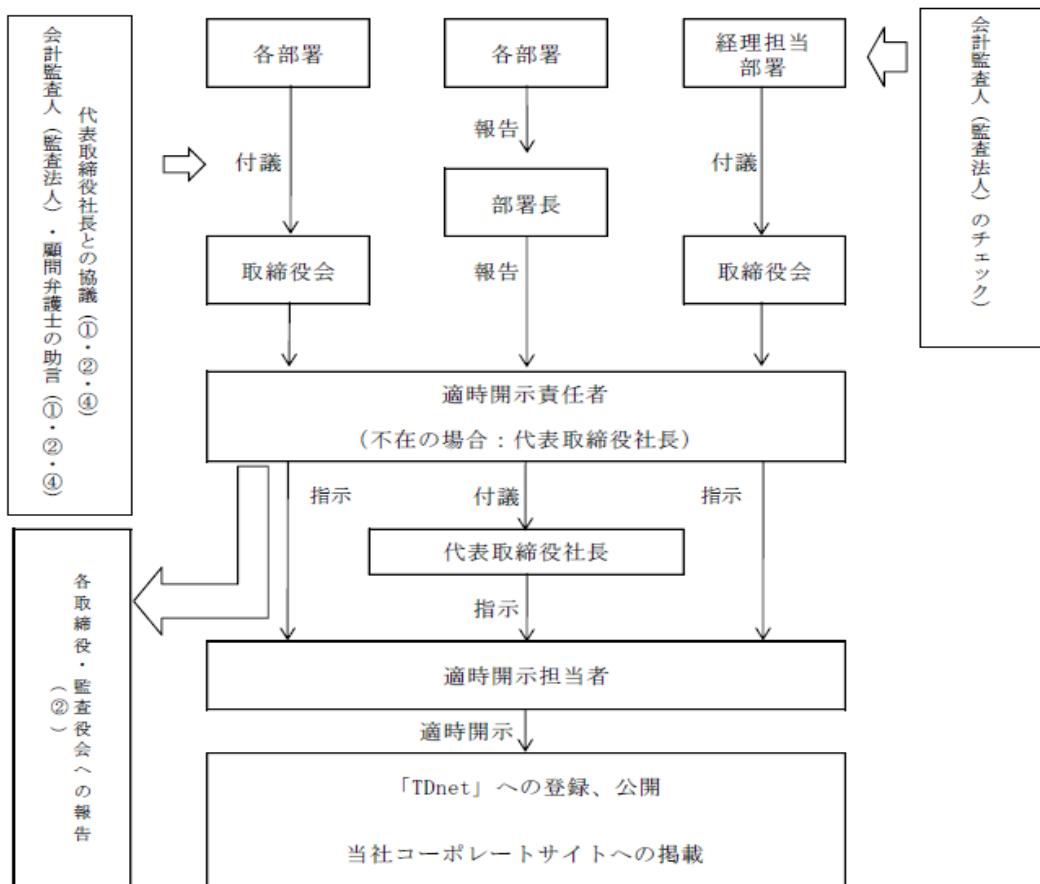
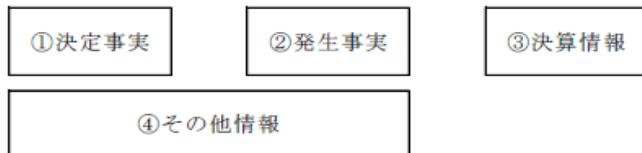
一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えてあり、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模倣図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模倣図)】



【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額

当社の取締役の報酬は、2022年6月25日開催の定時株主総会で決議された、年額300,000千円の報酬限度額の範囲内（うち社外取締役分は年額50,000千円の報酬限度額の範囲内）において、取締役会の決議により取締役の報酬の総額の上限を決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）であります。

取締役の報酬等の額については、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみで構成されており、各取締役の職責および当社の経営環境を勘案して決定しております。

監査役の報酬は、2013年9月25日開催の臨時株主総会で決議された、年額20,000千円の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

② 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬制度を当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上の実現、およびコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけております。このことから当社の役員報酬制度は、以下のポリシーに基づき決定しております。

（役員報酬制度のポリシー）

1. 当社のVision・Mission・Way・Souls（注）を体现し、当社グループの短期的・中長期的な企業価値向上と連動する制度である
2. 「弁護士ドットコムの経営人材」に適う人材を確保できる報酬水準である
3. 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであり、不正を抑制するための仕組みも組み込まれている
4. 財務目標、非財務目標に関わらず各人が目標達成に向けて果敢なチャレンジを促す仕組みが組み込まれている

（注）Vision：まだないやり方で、世界を前へ。

Mission：「プロフェッショナル・テック」で次の常識をつくる。

Way：真なるセンスを磨く。

Souls：ポジティブ魂、チャレンジ魂、愚直魂、インテグリティ魂、感動魂

③ 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要を含む当社の役員報酬制度は以下であります。

a. 全体像

当社の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と変動報酬としての業績連動賞与（金銭報酬）で構成され、報酬額の水準については、当社が中期で目指す売上規模の国内同業企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しております。なお、業務執行から独立した立場にある取締役会長および社外取締役、監査役は基本報酬のみの支給しております。また、役員退職慰労金制度はありません。

（報酬構成要素と目的）

報酬構成要素		目的・概要
基本報酬 (固定報酬)	執行報酬	業務の執行（職務の遂行）に対する基礎的な報酬 各取締役のミッションやスキル等に応じて設定
	監督報酬	経営の意思決定およびその遂行を監督する職責に対する報酬 常勤取締役については、一律の金額で設定
変動報酬	業績連動賞与	毎期の財務目標・戦略目標の達成を動機づける報酬 目標達成時に支給する額（「基準額」）は基本報酬に対する割合で設定 目標達成度に応じて基準額の0%～200%の範囲内で金銭を支給

b. 基本報酬

基本報酬については報酬レンジを設定しております。報酬額は個人のミッション難易度や個人のスキル等をポイント化し、ポイントに応じて総合的に決定しております。難易度の高いミッション設定や個々人のスキルアップ等によって一定の範囲で昇給が可能な仕組みとなっており、基本報酬においても各役員の成果に報いることができるようしております。

各役員の基本報酬は、前述の基本報酬の算定方法を基に2024年6月21日の取締役会にて代表取締役社長兼CEO元

榮太一郎に取締役個人別の基本報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、社外取締役および監査役については、それぞれの役割に応じて金額を設定した基本報酬のみを支給いたします。

c. 業績連動賞与

業績連動賞与は下表のとおり財務指標である全社売上高および全社営業利益の目標達成率を全役員共通の評価指標とするほか、各役員の担当領域に応じた評価項目を設定し、支給率の変動幅を0%～200%としております。

各役員の業績連動賞与についても、2025年6月24日の取締役会にて代表取締役社長兼CEO元榮太一郎に取締役個人別の業績連動賞与額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(業績連動賞与の評価ウェイト)

評価項目	指標	評価ウェイト（注）	
		社長	取締役
全社業績	営業利益	40%	30%
	売上高	40%	30%
	人的資本関連指標	20%	5%
部門業績	管理可能利益	0%	0%
	売上高	0%	0%
	人的資本関連指標	0%	5%
個人目標	個別目標	0%	30%

（注）個人別のミッションに応じて調整しております。

また、持続的成長を実現するための事業基盤の再構築や変革への取り組み、人的資本経営への取り組みなど財務的な業績数値だけでは測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるために、全役員に対して人的資本関連指標と個別目標を設定しております。

これらを評価指標としている理由は、短期的な利益追求に加えて、中長期的な企業成長を後押しする報酬制度となると判断したからであります。

なお、業績連動賞与は毎年1回支給いたします。

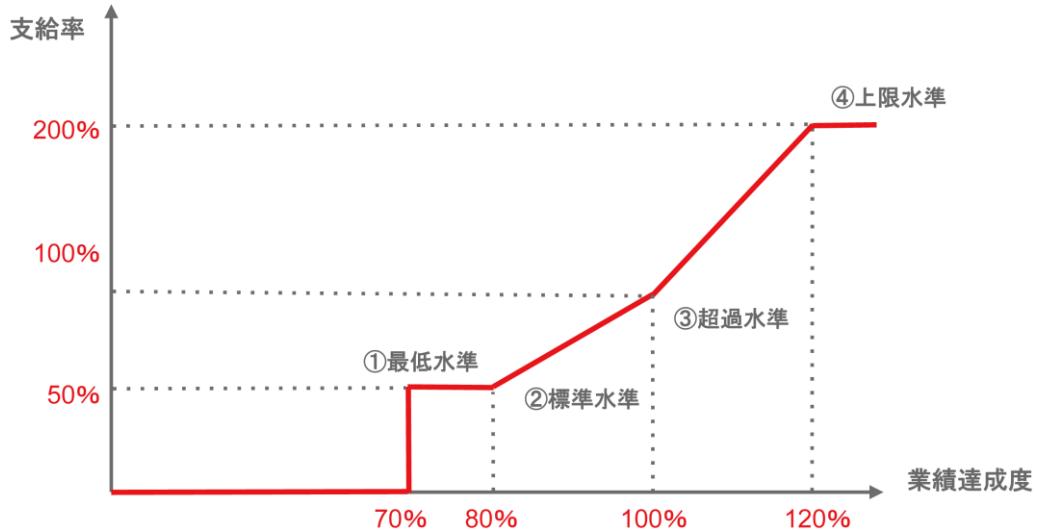
i. 算定対象期間

業績連動賞与の算定対象期間と会計年度は一致しております。

ii. 計算式

業績連動報酬支給額 = 業績連動報酬の基準額 × 業績目標達成度に応じた支給率

iii. 年次賞与の支給率モデル



iv. マルス・クローバック条項

支給対象である役員に企業価値向上に反する行為（次のいずれかに該当）があった場合は、支給額の一部又は全部を減額あるいは返還いたします。

- 1) 重大な会計の誤り、又は不正による決算の事後修正が取締役会で決議された場合
- 2) 故意又は重大な過失による任務懈怠（法令・定款・社内規程への違反、職務執行における善管注意義務・忠実義務違反などを含むが、これに限られない）により、当社に重大な損害を与えた場合
- 3) 不祥事等により取締役会が支給額を失効させることが適当と判断した者
- 4) 会社法に定める取締役の欠格事由に該当することとなったことにより取締役会が支給額を失効させることが適当と判断した者
- 5) その他、支給額を失効させることが適当と取締役会が判断した場合

④ その他の重要な事項

当社では上記報酬の枠組み以外に、取締役に対して有償ストック・オプションを発行しております。

当該ストック・オプションは、取締役各人が自らの投資判断の下で新株予約権を取得しているため、会社法上の報酬には該当しないものの、中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲および士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めるものと考えております。

以上